

川俣町復興計画（第2次）

(平成23年度～平成32年度)

平成26年7月28日一部改訂

川 俣 町

目 次

I	復興計画策定にあたって	1
1	復興計画策定の趣旨・策定までの経過	1
2	復興計画の位置付け	2
3	復興計画の構成と期間	3
4	復興計画策定の背景	3
(1)	放射性物質と風評被害への対応	4
(2)	東日本大震災により一段と早まる少子高齢社会への対応	4
(3)	地域コミュニティの変化への対応	4
(4)	環境問題、電力不足・脱原発等エネルギー問題への対応	5
(5)	行政ニーズの増大に伴う財政支出の増大への対応	5
(6)	世界及び我が国の経済情勢の変化への対応	5
(7)	被災者の個別意向への対応	6
II	復興にあたっての基本理念	7
1	安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興	7
2	雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまちへの復興	7
3	結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興	8
III	施策の基本方向	9
1	マイナスからプラスへの復興を目指す	9

2 災害に強いまちを目指す（防災・減災の推進）	10
3 健康の増進と医療の充実を目指す	10
4 再生可能エネルギーの活用を目指す	11
5 魅力ある産業の再生・復興を目指す	11
(1) 農林業分野	12
(2) 商工業分野	12
(3) 観光分野	13
6 将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指す	13
7 さらなる協働のまちづくりを目指す	13
IV 復興施策	16
1 みんなでつくる災害に強いまちへの復興	16
(1) 原子力災害の克服	16
(2) 災害に強いまちをつくる	18
2 健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興	20
(1) 被災した住民を守るための生活支援	20
(2) 暮らしの安心の確保	24
3 より安全で公共施設が充実したまちへの復興	26
(1) 住民の生活基盤インフラの整備・充実	26
(2) エネルギーと自然環境の調和を目指す先進的事業の推進	29
4 豊かで活力あるまちへの復興	30
(1) 農林業の復興	30
(2) 商工業の復興	34
(3) 観光の復興	36

(4) 新規雇用の創出	37
5 人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興	38
(1) 子どもたちの「学び」の支援	38
(2) 地域住民や子どもたちの「絆」の支援	40

I 復興計画策定にあたって

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

平成23年3月11日午後2時46分に起きた東日本大震災は、私たち人類にとって途轍もなく大きく、取り返しのつかない甚大な被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて2万人を超え、多くの人々に悲しみをもたらしました。また、経済的には、直接的被害額だけでも約17兆円に達すると言われています。さらには東日本大震災の津波に端を発する東京電力福島第一原子力発電所における事故によって、本県沿岸・内陸部に高濃度の放射性物質が飛散し、地域住民の財産や雇用といった生活基盤が奪われました。周辺地域に対する風評被害も考慮すれば、その被害の全容は未だ掴むことができない状況です。

本町においては、東日本大震災により、694棟の住宅、工場、公共施設の全壊・半壊・一部損壊、さらには101箇所の町道の路面の亀裂や沈下など、全町的に被害が生じました。

特に、山木屋地区においては、突如その全域が原発事故による「計画的避難区域」に指定され、地区住民1,252名の避難先や避難にかかる経費の補償などが、国や東京電力からなかなか示されず、不安に押しつぶされそうになりながら、1ヶ月という短期間に区域外への避難を余儀なくされました。避難後は仮設住宅等においてストレスが高まる中で、今までの生活環境とは程遠い不便な生活を強いられています。また、中心産業である農林業は、放射性物質の飛散により深刻な被害を被っています。原発による経済的な恩恵を受けていない本町の住民は、この原発事故の不安、怒り、憤りでいっぱいであり、言葉では言い表せないものになっています。

平成23年12月26日、政府の東京電力福島第一原発事故調査・検証委員会の中間報告では、東京電力の災害対策の甘さや不手際、発生直後の政府機関の混乱により悪化したことを指摘しています。連絡や情報共有がきちんと進められていれば、住民が無用の放射線を浴びずに済んだはずであり、健康に関することだけに、原子力発電を国策として推進してきた国及び原子力発電事業者の責任は極めて重大です。

こうしたことを受け、国及び電力事業者に対して、引き続き、一刻も早い事故の収束と飛散した放射性物質の除染、被災地域の復興及び賠償・補償に全力で取り組むことを強く求めることとともに、県内の原子力発電所については、すべて廃炉とすることを求めます。

以上のことと踏まえ、本町は、この東日本大震災を乗り越えるため、特に原子力災害の克服により、元気と笑顔に満ち、安心して暮らせる地域を取り戻し、さらに、次の世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復すべく、住民相互の絆を一層深め、文化的・経済的に発展した新たな地域社会を構築できるよう、果敢に取り組んでいくための道標として「川俣町復興計画」を策定します。

（1）復興計画（第1次）の策定

東日本大震災からの再生・復興に対する基本的な考え方や方向性を示すとともに具体的な取り組みを示すため、平成24年3月5日、川俣町復興計画（第1次）を策定しました。

また、計画の策定にあたっては、川俣町復興会議をはじめ、自治会役員会、山木屋地区青壮年懇談会などを開催し、広く住民の意見反映に努めました。

（2）復興計画（第2次）の策定

復興計画（第1次）策定以降、避難生活を強いられている住民を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が求められています。

また、住民のニーズや環境の変化に応じた対応が必要となっています。

このような中、避難の長期化に伴う支援強化、帰還を加速する取り組みなど、本町の復興に欠くことのできない施策について、川俣町復興会議での意見等を踏まえ、平成25年7月8日、川俣町復興計画（第2次）を策定しました。

（3）復興計画（第2次）の一部改定

復興計画（第2次）策定後の国や県が策定した各種復興計画・方針との整合性を図るとともに、新たに発生した課題等について対応し、また、復旧・復興の進捗状況にあわせた内容の追加・修正により、平成26年7月28日、川俣町復興計画（第2次）の一部を改訂しました。

2 復興計画の位置付け

本復興計画は、第5次川俣町振興計画（計画期間：平成23年度～34年度）の策定後に甚大な被害をもたらした東日本大震災による新たな課題と問題に対処するため、第5次川俣町振興計画で策定した施策を見直し、第5次川俣町振興計画を補完するために策定するものです。したがって、まちづくりにおける

長期的な指針は、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、新たな課題や問題に対処するために強化・加速化すべき施策や、新たに追加すべき施策をこの計画で特別に策定します。

復興計画の範囲は、本町が主体となって推進する施策のほか、国、県などの公共機関や、町民、事業者などの民間団体が実施する施策も含めることとします。

また、平成23年度において東日本大震災直後から本町が実施している施策も含めることとします。

3 復興計画の構成と期間

本復興計画は、長期化が懸念される原子力災害を克服するための相応の時間を考慮し、10年間を目指として取り組みの方向性を示し、復興施策を進めます。また、当初5年間を、集中的に復興施策を展開する集中復興期間とします。

なお、今後、原発事故の事態の収束状況、国や県による復旧復興施策の進展、国や県からの支援を含む町の財政事情等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間											年度
平成	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	年度
復興計画 (平成23年度～平成32年度)											
集中復興期間 (平成23年度～平成27年度)						復興期間 (平成28年度～平成32年度)					

4 復興計画策定の背景

第5次川俣町振興計画の策定にあっては、その背景として、7つの社会動向、「人口減少、超少子高齢社会の到来」、「地球環境問題の進行」、「景気後退と産業構造や就業形態の多様化」、「価値観の多様化の進展」、「国際化の進展」、「高度情報化の進展」及び「自立した行政基盤の確立」、並びに、5つの本町の特性である、「美しい自然環境を有するまち」、「人口と世帯の動向」、「先駆的な活動を展開する自治会」、「創造性豊かな文化・芸術活動」、「確かな品質を誇る地域ブランド」を基本としています。

本復興計画の策定にあっては、その背景として、東日本大震災による影響や

新たに生じた事象として、次の社会動向や特徴を考慮して策定する必要があります。

（1）放射性物質と風評被害への対応

本町は、絹製品や川俣シャモなど全国区の地域ブランドを有しております、住民や各種関係団体のアイディアなども取り入れながら、販売拡大や新たなブランド品の開発に取り組み、ブランド力の面的・質的広がりを図ってきました。

しかし、放射性物質の飛散による被害とともに、「川俣産」であること、あるいは「福島産」であることだけで、確たる科学的根拠もないまま、風評被害を受けることとなってしまいました。こうした被害は、農林產品や繊維製品などに限らず、工業製品を生産する被災企業の操業再開や新たな企業誘致に悪影響をもたらしています。

町としては、国や県と連携しつつ、農林產品や工業製品などの風評被害を払拭するため、放射線量の測定体制を強化するとともに、正確な情報発信や物産展などの開催によって、「川俣ブランド」の復活に努める必要があります。

（2）東日本大震災により一段と早まる少子高齢社会への対応

本町の人口は、平成2年の20,001人から平成22年には15,569人まで減少し、高齢化率も3割を超えていました。これまで、本町は人口減少と少子高齢化が徐々に進行する傾向にありましたが、東日本大震災により、山木屋地区をはじめとした住民の町内外への避難、さらには町外から本町への避難など、住民動向に大きな変化が生じました。

このような状況を踏まえ、町としては、引き続き少子高齢社会に的確に対応するとともに、今般の急激な人口移動に伴って新たに発生した行政ニーズに迅速に応える必要があります。

（3）地域コミュニティの変化への対応

本町では、住民一人ひとりの参画と連帯によって、より良い地域を構築するため、14の自治会が結成され、各自治会が積極的に特色ある事業を展開することによって、自治会中心の地域づくりが行われてきました。また、ボランティアやNPO法人などの各種団体により、高齢者の生活支援や子育て支援などの福祉活動も行われてきました。

しかし、東日本大震災により、人口の急激な移動が生じたことから、これまでのように地域の「絆」を維持しつつ、新たに再編されたコミュニティに

おいては、住民の心のケアも含め、住民相互に助け合えるような新たな「絆」が構築されるよう、行政としても支援していく必要があります。

(4) 環境問題、電力不足・脱原発等エネルギー問題への対応

原発事故の反省に立って、国においては、電力やエネルギー供給構造の再検討に向けた議論がなされており、県においても脱原発を掲げ、省資源・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入など、電力・エネルギー問題を取り組んでいくこととしています。

これまで、本町は、環境問題への対応として、廃棄物の適正処理を進めるとともに、循環型社会への更なる移行を目指して3R（削減：Reduce、再利用：Reuse、再生：Recycle）を推進し、さらには地球温暖化防止対策や公衆衛生の向上に努めてきました。

今後は、エネルギー問題に関しても、脱原発の考えに沿ってエネルギー利用の一層の効率化を図るなど需要者側に立って省エネルギーの促進に努めるとともに、公共施設などにおける再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの供給者側としての取り組みも行っていく必要があります。

(5) 行政ニーズの増大に伴う財政支出の増大への対応

本町は、厳しい財政状況の中、地方分権や住民ニーズの多様化に対応しつつ、自立した行政運営を図るため、収入構造や支出構造を見直し、効率的・効果的な行政運営に努めてきました。しかし、東日本大震災により新たな行政需要が発生し、復興施策も必要となっているため、財政的負担が高まっています。

このような状況を踏まえ、町としては、住民のニーズに対応しつつ、復興施策を円滑に実施するため、行政運営の効率化に努めるとともに、国や県の補助など、新たな財源や資源の確保に努める必要があります。

(6) 世界及び我が国の経済情勢の変化への対応

ここ数年来、我が国の製造業を取り巻く環境は、新興国の発展に伴い海外市場が拡大し競争が激化しています。また、欧米諸国における経済情勢や財政状況の悪化に伴い先行きの不透明感も高まっています。このように、生産設備の立地を含め、企業経営が一層難しくなっています。

こうした困難な情勢の中、国内の他地域や東南アジアなど国外の地域の競争を制し、新たな産業を本町に誘致するなど、町の産業振興が求められています。また、本町の既存産業における事業への取り組みなどを支援する必要

があります。

(7) 避難者の個別意向への対応（平成 25 年 7 月 8 日時点）

東日本大震災の発生から 2 年が経過しましたが、未だに多くの住民が仮設住宅などでの生活や、地元を離れての避難生活を強いられています。また、放射線による健康不安や生活の再建など、未だ多くの切実な課題に直面しているのが現状です。

山木屋地区住民アンケートの結果からは、地区の効果的かつ計画的な除染を条件に、約 6 割の住民が帰還を希望していることが明らかになりました。また、除染以外にも、生活環境の安全性の確保、今後の継続的な健康管理、農業従事者・自営業者等の事業再開支援、住宅の修繕に係る支援など、帰還に際しての様々な意見が挙げられました。その一方で、放射線への不安から帰還を希望しない住民も約 3 割おり、個別意向に応じた支援が求められています。

さらに、復興公営住宅に係るアンケート結果でも回答率が 60% のうち、入居を希望する方が 194 件あり、回答者の 62% が入居を望んでいる現状にあります。

引き続き、全町的な除染を進めるとともに、帰還に向けた支援制度の整備や営農再開に向けた農地の保全管理などを行い、住民の帰還を促進する必要があります。さらには、戻りたくても戻れない住民、特に子育て世帯や一人暮らしの高齢者に対しては、生活を守り支えるための復興公営住宅の建設などの支援施策を推進する必要があります。

II 復興にあたっての基本理念

1 安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興

大震災による大地の揺れは、住民の家屋や公共の建造物等に被害をもたらしました。特に原発事故による放射性物質の飛散は、住民の健康に計り知れない不安を搔き立てるとともに、今後の生活においても、言いようのない不安となっています。

本町において最も優先して取り組むべきことは、東日本大震災により被った多くの「マイナス」の状態から、「ゼロ」の状態に戻すことです。それは、住民が安心して安全に暮らせる町を取り戻すことです。そのためには、まず、放射性物質の除染を徹底的に行います。また、家屋の損壊や土砂崩れなどの被害の発生状況をきちんと調査・把握し、それらの再生・復旧を行い、災害に強いまちにしていきます。

さらに、原発事故により被害を受けた地域として、「脱原発」という考え方の下、環境との共生と経済的な活力が両立する、再生可能エネルギーの導入をはじめ、スマートコミュニティなどを推進し全国にアピールしていきます。

その上で、「プラス」への復興を目指すとともに、以前にも増して住民が安心して暮らせる安全なまちにしていきます。

2 雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまちへの復興

本町の農業においては、複合型農業を中心として、後継者の確保や営農組織の育成等を通じた生産体制のさらなる強化に努めてきました。また、工業においては、既存の地場産業の活性化を推進するとともに、新規事業者の誘致と新規起業の促進に向けて支援を行ってきました。さらに、商業や観光において、消費者のニーズに合致した業態の開発や特産品のブランド化、観光資源の発掘・開発等の支援に努めてきました。

しかし、東日本大震災は、農林業のみならず、工業・商業・観光等における多くの雇用機会を奪いました。特に、農林業が中心産業である山木屋地区では、放射性物質の飛散によって直接的な影響を受けており、経済活動への被害は深刻なものとなっています。

このような状況に対し、本町としては、まず、既存の産業の復活に向けて最大限の支援を行います。その上で、企業誘致、異業種間の交流、新しい技術の導入などを促進し、6次産業化の推進など、新しい取り組みによる雇用機会の

創出を図ります。これにより若い人たちが暮らし次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築し、住民が生き甲斐を持って豊かに暮らしていけるまちにしていきます。

3 結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興

本町では、「自助・共助・公助」の精神のもと、住民一人ひとりが主体となり、自治会を通じて住民と町との協働により地域づくりを実践してきました。その基礎には、住民が住みなれた地域で助け合い、幸せを分かち合うという、住民相互の絆の強さと心の交流がありました。

しかし、東日本大震災により、山木屋地区から400名を超える住民が町外へ、800名を超える住民が町内への避難を強いられました。一方で、町外からは750名を超える住民が本町へ避難してくるなど、本町の長い歴史の中で、延べ2,000名を超える住民が、これほど限られた短期間のうちに移動したことはありませんでした。

本町は、これからも住民の「結い」と「絆」のもとで、川俣町ならではの特色ある文化を醸成し、本町に住んでいるすべての住民が幸せな生活を送ることができるまちづくりを目指していきます。そのためには、東日本大震災という危機を経験しても厳然と維持してきた住民同士の「絆」をさらに強化させるとともに、背景や価値観を異なる住民が共生し、新たな条件に適合した地域コミュニティの再生や新たな「絆」を構築していきます。

本町は、今後も、住民による「絆」のもとで、住民と行政が協働し、教育や福祉の分野で質の高い行政サービスを提供することによって、住民一人ひとりが幸せに満ち溢れたまちにしていきます。

III 施策の基本方向

第5次川俣町振興計画においては、まちづくりの方向性として、10の項目、「まちづくりへの住民参画の拡大」、「環境活動の充実」、「交流事業の活発化」、「保健・医療・福祉の充実」、「教育環境の充実」、「産業の活発化」、「中心市街地の活力・機能の向上」、「国際理解の醸成」、「高度情報化の推進」及び「効果的・効率的な行財政運営の推進」を掲げました。

本復興計画においては、これらの10項目、社会動向や本町の特性を考慮した上で、東日本大震災による被害から立ち直り、持続的な発展を実現するため、次の7つの方向性を掲げます。

1 マイナスからプラスへの復興を目指す

本町では、原発事故で飛散した放射性物質による被害が広範囲にわたっており、特に山木屋地区は、放射線量が高いことから計画的避難区域に指定されたため、地区住民は、地区外への避難を余儀なくされました。

このような中、山木屋地区をはじめ町全体として、原発事故により被った「マイナス」の状態を「ゼロ」の状態に戻すことが最優先の課題です。言い換れば、計画的に除染を行い、本町の住民が、放射線に脅えずに安全・安心な日常生活を送ることができる環境を取り戻すことです。

とりわけ、山木屋地区にあっては、徹底した除染による計画的避難区域の指定解除、地区住民の生活や経済基盤の回復が必須であり、山木屋地区の再生なくして川俣町の復興はありません。

そのためには、まず、放射線量の高い山木屋地区については、国の責任において徹底した除染を行うとともに、それ以外の地域については、国と県の支援のもと除染を進めていく必要があります。また、きめ細かな放射線モニタリングを継続的に実施することにより、地区住民が安心して暮らせるような環境を整える必要があります。

また、原発事故により放出された放射性物質によって、首都圏をはじめとする日本全体の消費者が、東北産の農産品に対し、放射性物質の含有を懸念する事態に陥っており、その不安感から科学的根拠を欠いたまま購買を避けるなどの風評被害となり、本町を含む福島県全体の経済活動に大きな支障をもたらしています。

このように、本町が抱える経済的条件における「マイナス」についても「ゼロ」の状態に戻す、つまり風評被害を払拭するため、県や周辺市町村とも協力しつつ、農産品等の放射線量の検査体制を確立し、消費者や販売業者などに対

し正確な情報を積極的に発信するとともに、それらを「プラス」への復興につなげていきます。

2 災害に強いまちを目指す（防災・減災の推進）

東日本大震災により、川俣町役場本庁舎は使用できなくなったため、現在、中央公民館や保健センターなどを間借りした形で、役場機能を維持しています。震災直後には、余震が頻繁に続く状態で、大規模な停電が発生したため、震災被害の把握にも時間を要しました。そうした中で、原発事故が発生したため、事故の状態、放射性物質の飛散状況、原発立地地域の住民の避難状況等についての正確な情報の収集、関係者間での情報共有、住民への情報発信などは困難を極めました。

このような複合的な災害が発生した場合、災害の規模や種類、被害状況などによって対策は異なりますが、基本的な対策として、災害対策を司る拠点の確保、指揮命令系統の確立、情報の収集や発信のための体制の確立などの初動体制を早急に立ち上げる必要があります。同時に食料、燃料、飲料水をはじめとする生活物資の確保など、被災者対策を速やかに整備する必要があります。

そのため、複合的な災害が発生した場合を想定した基本的な対策として、日頃から自治会等と連携した上で、防災体制を整備するとともに、防災教育の充実を図っていくほか、緊急時の物資輸送や住民避難に対応するため、原子力災害の避難者にとって命の道となった国道114号・349号等の道路網の早期整備や、耐震化など公共施設を強化する必要があります。また、ハザードマップの見直しを行い、住民と情報を共有するとともに、減災への取り組みを行っていきます。

3 健康の増進と医療の充実を目指す

被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠です。また、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じていきます。特に影響の大きい子どもや妊婦などへの被ばく調査については、継続的に実施していきます。

そのため本町では、いち早く幼稚園・保育園の園児や小・中・高生の子どもなど約2,000人に、積算線量を測る小型線量計「ガラスバッジ」を配付しました。また、日常生活で乳幼児と一緒にいる保護者や妊婦約350人にも、ガラスバッジを配付したところです。結果は、3ヶ月ごとに集めて積算放射線量をチェックし、学校などを通じて、本人へ伝えるとともに、町の放射線対策に

も活用することとしています。

また、内部被ばく検査についても、本町はホールボディカウンターの設備のある病院と協定を締結し、いち早く検査を実施するとともに、県などのホールボディカウンターを活用し、子どもや妊婦などから順に検査を実施しているところですが、今後も継続的に取り組んでいきます。

さらに、少子高齢社会が到来した本町においては、東日本大震災の避難によりその状況に拍車がかかることが想定されるため、デイサービス施設の整備やいきいきサロンの促進など、高齢者が生活しやすいように地域福祉を充実させるほか、住民の健康増進を図るとともに、医療体制の充実などに取り組んでいきます。

4 再生可能エネルギーの活用を目指す

現在、我が国は、地球温暖化の防止と経済的豊かさの両立という課題にも直面しており、二酸化炭素排出量を削減するため化石燃料への依存を逓減しつつ、環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることが求められています。

本町としても、第5次川俣町振興計画において、資源循環型社会に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、新たに再生可能エネルギーを導入し、自然と調和したエネルギー供給の確保に向け、施策に取り組んでいくこととしていました。今後は、原発事故による被害を受けた地域として、こうした取り組みをさらに加速させ、その重要性を全国にアピールしていく必要があります。

特に、山木屋地区においては、避難している住民が戻り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、産業の創出や雇用の確保につながる木質バイオマス、太陽光、風力あるいは小水力による発電などの再生可能エネルギーを導入し、自然と産業が調和したスマートコミュニティを推進していきます。

5 魅力ある産業の再生・復興を目指す

地域の産業や経済を復興するうえでは、主要産業の持続的な発展を図り、雇用を確保・拡大することが必要となります。そのため、計画的避難区域解除後の早期営農を可能とする除染の実施や、風評被害に対応するトレーサビリティの導入などの農業対策、また、ものづくり産業における東日本大震災前の取引関係の維持・回復と、東北地方に集積が進む成長分野等への参入や新規企業の誘致にも取り組みます。

さらに東日本大震災により、地域コミュニティにおける住民に身近な商店街の役割の重要性が改めて見直されているため、魅力ある商店街づくりにも取り組みます。

(1) 農林業分野

東日本大震災により、町の主要産業である葉たばこ生産については、放射性物質汚染による影響を受け、作付けが見送られました。特に山木屋地区はすべての農作物が制限され、家畜についても計画的避難区域外への移動を余儀なくされました。また、それに伴い生産者は職業を失う方多く、現在そして将来に希望を抱けないまま避難せざるを得ず、精神的苦痛や経済的損害は深刻です。

また、町内の複合型農業経営の基盤となる農地や関連施設についても、放射性物質汚染による影響を受けています。そのため、計画的避難区域解除後の早期営農を可能とする除染を早期に実施することが必要です。また、風評被害への対応を含め安全・安心な農産品や同加工品を消費者に提供するための放射線量測定の実施と、生産から出荷・加工・販売に至るトレーサビリティの導入も不可欠です。加えて、放射性物質を取り込まない作物の奨励などにも取り組みます。

林業については、町の面積の約70%を占める森林が放射性物質に汚染されており、特に、シイタケ栽培用の原木を供給している林業関係者などにとっては大きな打撃です。そのため、研究成果を踏まえた除染技術により、早期に環境回復を進める必要があります。また、間伐や下刈り、広葉樹の更新など計画的な森林整備を図るとともに、有害鳥獣被害防止に連動させ、複合的に取り組む必要があります。

(2) 商工業分野

東日本大震災により、製造業等の供給ネットワークが分断され、需要と供給のバランスが崩れる問題が発生し、国内・国外双方に大きな影響を及ぼしました。これを受け、特に製造業が海外に生産拠点をシフトすることが懸念されています。本町においても本社が外国の会社では、事故が発生した福島第一原子力発電所から80km離れて操業することを求められ、町外への工場移転を余儀なくされました。また、それに伴う移転に要した費用は多額であり、従業員も遠距離通勤を強いられています。

こうした中、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築、さらに次世代を見据えた国際競争力のある地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤整備を実施していきます。

また、原子力災害は、燃料供給網にも大きな被害をもたらしました。本町においても深刻なガソリンや軽油などの燃料不足に見舞われ、車での移動手段が確保できない状況が続きました。このことを踏まえ、身近な商店街の社会的機能の回復に取り組むとともに、震災により営業を停止した中

心市街地における中核施設を復興させ、さらに、中心市街地活性化基本計画を策定し、町内商店街の活性化を図ります。

(3) 観光分野

現在、山木屋地区住民の多くや近隣市町村住民が町内へ避難している中で、商業機能の再生と、歴史と伝統に溢れる町の教育や文化的活動の活発化を促進し、長期的視点に立った人的交流を進めるとともに、旧来からの地域間交流や国際交流などを一層進める必要があります。

その一環として、おじまふるさと交流館や羽山の森美術館などの観光資源を活用して観光客を呼び込み、川俣シャモ祭りやコスキン・エン・ハポンなど町の住民が一体となって推進するイベントを一層充実させ、積極的に広報することで、原発被害の「マイナス」イメージを払拭し、新たな交流の促進や町の活性化に取り組んでいきます。

6 将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指す

東日本大震災により、山木屋地区及び他の市町村から避難している児童・生徒は、町内の他校の教室を借りての授業が行われており、これまでとは大きく異なる生活を強いられています。また、町内すべての小中学校では行事の見直しが行われ、運動会については、秋に延期し短縮した内容で行われました。

少子化が進行している本町においては、次世代を担う心豊かでたくましい子どもを育てるために、地域全体で子どもをしっかりと守り育てる体制を整えるとともに、子どもたちが安全で安心して活動できる環境を整備する必要があります。

このため本町では、東日本大震災の原発事故により心身ともに傷ついた子どもたちの心と体の健康を守るために、子どもを取り巻くすべての施設の徹底した除染を実施するとともに、原子力に対する正しい知識や理解を深めさせ、放射線に対峙する能力や態度を養っていきます。

さらに、他の市町村から本町に避難している児童・生徒との交流を深め、お互いに助け合い励ましあう心を育てることにより、地域の「絆」の維持・向上に努め、たくましい子どもの育成に取り組んでいきます。

7 さらなる協働のまちづくりを目指す

本町は、第5次川俣町振興計画に基づき、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を目指し、「自助・共助・公助」による住民との協働によるまちづくりを進めてきました。この協働によるまちづくりは、自治会活動などを通じた住民参加のまちづくりを実践し、目にはみえない強い「絆」

(＝コミュニティ) を構築してきました。

こうした中、東日本大震災においては、その強い「絆」が大きな役目を果たしました。双葉町、浪江町や飯館村などの浜通り地方から着の身着のままで本町に6,000名を超える方が避難してきた際、消防団は交通整理や夜警などをはじめ、発電機や暖房設備などを設置し、昼夜を問わず燃料補充等機器の維持管理にあたりました。また、自治会、女性団体、ボランティアなどは、炊き出しを実施するとともに、日ごろの連携により各家庭から毛布や衣類など、被災者に支援物資の提供を行いました。

一方、山木屋地区住民の避難については、仕事や家庭の事情により、家族が分散することも多く、仮設住宅の約半数は65歳以上の高齢者となっています。そのため、行政区ごとに入居者を割り当てるとともに、充実した仮設住宅とするためコンビニエンスストアの設置やバスの無料運行など、少しでも避難生活に希望が見出せるよう努めています。

また、情報の共有化を図るため、放射線量測定結果、生活支援情報等を掲載した川俣町災害対策本部からのお知らせや、広報誌などを直接送付するとともに、町ホームページに災害関連情報を掲載しています。

しかし、長引く原発事故の影響によって、長い年月をかけて築き上げられた「絆」は、徐々に弱まるおそれがあります。一度「絆」が崩壊してしまえば、一朝一夕に回復できるものではありません。

このため本町では、仮設住宅において、盆踊り、芋煮会等、各種イベントを開催するなど、地域の「絆」の維持に努めています。また、被災者を含めたコミュニティの再生や、外部の人的資源を活用した新たな「絆」の構築など、この問題に総合的に取り組み、地域住民の「絆」の崩壊を食い止めつつ、新たな「絆」を育み、次世代につなげるまちづくりを進めています。

復興計画の体系図(イメージ)

基本理念

1 安全が確保され、住民が安心して暮らせるまち

2 雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまち

3 結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまち

施策の基本方向

1マイナスからプラスへの復興を目指す

2災害に強いまち(防災・減災の推進)を目指す

3健康の増進と医療の充実を目指す

4再生可能エネルギーの活用を目指す

5魅力ある産業の再生・復興を目指す

6将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指す

7さらなる協働のまちづくりを目指す

復興施策

1みんなでつくる災害に強いまちへの復興

2健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興

3より安全で公共施設が充実したまちへの復興

4豊かで活力あるまちへの復興

5人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興

住民との
協働

町等の
施策

まちの再生・復興へ

IV 復興施策

1 みんなでつくる災害に強いまちへの復興

東日本大震災において、本町では、緊急時に避難場所になると考えられる公共施設・設備の整備や住民への早期の情報発信などにおいて、その防災や減災対策が十分ではなかったと考えられます。

今後、発生する可能性がある災害に備え、東日本大震災の経験を踏まえて、その対策を準備する必要があります。

そのため、周辺地域の住民の避難なども想定しつつ、住民との協働により、災害に強いまちづくりを推進していきます。

(1) 原子力災害の克服

災害に強いまちづくりを行う前提として、原子力災害を克服する必要があります。そのため、徹底した放射性物質の除去、放射線モニタリングの実施や迅速な情報提供、とりわけ山木屋地区の再生と被災者である住民、事業者の原子力損害賠償が円滑に進められるよう支援体制の整備などを行います。

<重点事業>

- ◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築
- ◎ 山木屋地区の除染
- ◎ 川俣町除染計画の策定及び実施
- ◎ 山木屋地区復旧・復興計画の策定及び実施
- ◎ 原子力災害の総合相談窓口の設置

<主な事業>

No.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築	空間線量等のモニタリングを実施し、広報誌や町ホームページなどにより迅速な情報提供に努めます。	H23~	町

2	◎ 山木屋地区の除染	国により、山木屋地区の除染計画を策定し、徹底的な除染を実施します。	H23～	国
3	◎ 川俣町除染計画の策定及び実施	川俣町（山木屋地区以外）の除染計画を策定し、年間被ばく累積放射線量1mSV未満となることを目指し、除染を実施します。	H23～	町
4	◎ 山木屋地区復旧・復興計画の策定及び実施	山木屋地区住民などからの意見を取り入れつつ、地区的再生と復興のための計画を策定し、実施します。	H23～	町
5	◎ 原子力災害の総合相談窓口の設置	損害賠償、被災者生活支援、健康管理、食品の安全等に関する総合相談窓口を設置します。	H23～	町
6	除染活動の支援	除染活動を実施する自治会、行政区等に対し、ゴミ袋、軍手等を支給し、その活動を支援します。	H23	町
7	災害等廃棄物処理事業	被災した住宅、倉庫、事業所などについて、解体、収集、運搬及び処分事業を実施します。	H23～H25	県・町
8	「川俣町災害対策本部からのお知らせ」等の発行	放射線量モニタリングの結果、被災者生活支援の情報等を掲載し、定期的に広報誌を発行します。また山木屋地区の機関紙やパンフレットの発行を支援します。	H23～	町

9	東日本大震災に係る記録誌の発行	震災や事故当時の教訓を生かし、今後のまちづくりにつなげていくため、記録誌を作成します。	H25	町
10	町勢要覧の発行	復興に取り組む町のあらましをまとめた町勢要覧を作成します。	H25	町
11	自主避難者への情報提供	町外に自主避難した方が、安心して帰還できるよう、各種情報提供を行います。	H25~	町
12	山木屋地区復興推進委員会の開催	山木屋地区復旧・復興の速やかな進展をはかるため、地区住民との協議、意見集約のための会議を開催します。	H26~	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

(2) 災害に強いまちをつくる

東日本大震災の経験を踏まえ、町は、新たな地域防災計画の策定や各自治会・各種団体をはじめ住民との協働により、防災教育の推進や防災訓練の充実に努め、災害に強いまちづくりを進めます。また、緊急時に備えて省エネルギー・再生可能エネルギーの導入に努め、町のエネルギー確保にも努めます。

<重点事業>

- ◎ 川俣町地域防災計画の見直し
- ◎ 防災無線網（デジタル）の整備
- ◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施

（地域で再生可能エネルギーを賢く運用するしくみ）

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 川俣町地域防災計画 の見直し	東日本大震災の経験を活かし、町の防災計画を見直すとともに、原子力災害対策編を追加します。	H24～H25	町
2	◎ 防災無線網（デジタル）の整備	災害発生時の速やかな情報伝達・通信体制の維持、及び日頃からの防災情報の提供のため災害に強いまちづくりの発信基地を整備します。	H24～	町
3	◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施	木質バイオマス、太陽光、風力、小水力発電等、再生可能エネルギーを導入し、IT技術を駆使することで、安定した電力の需給管理及び省エネルギーを目指すとともに、研究施設や各事業での雇用創出により地域を復興させるため、過疎型スマートコミュニティのプランを構築し、実施します。	H23～	国・県・町
4	小・中学校における防災教育の推進	小・中学生に、震災等の災害に対する防災意識を啓発します。	H23～	町
5	防災に対する住民への啓発	地域住民に、防災計画説明会や自宅における災害対策の啓発を実施します。	H25～	町
6	他自治体や流通業界との防災協定の締結	災害時の相互援助や、物流の確保のため、防災協定を締結します。	H24～	町

7	自主防災組織の確立	地元の利を活かした防災取組や、災害時の初動対応ができる組織を確立します。	H25～	町
8	総合・地区防災訓練の充実	町の防災訓練、地区ごとの防災訓練を積極的に開催します。	H25～	町
9	消防車両の更新	年次ごとに老朽化した消防車両を更新します。	H24～	町
10	災害時用自家発電設備及び備蓄品の整備	災害時の電源喪失や緊急事態に備え、避難所に自家用発電機、投光機、給水袋等を整備します。	H23～	町
11	一般木造住宅耐震診断の推進	一般木造住宅における耐震診断を支援します。	H23～H32	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

2 健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興

東日本大震災により避難した住民への当面の住宅の手当や、生活必需品の支給などの生活支援、あるいは、今後の長期的視点に立った生活再建を支援します。また、被災した住民に対する放射線に関する健康影響調査など、安全・安心につながる環境の整備を継続的に実施します。

(1) 被災した住民を守るための生活支援

被災した住民が健康で安心して暮らせるための、仮設住宅の提供、被災者の当面の生活に必要な物資の提供、自宅の再建資金、生活資金などの貸付などの支援を行います。

＜重点事業＞

- ◎ 原子力災害の総合相談窓口の設置（再掲）
- ◎ 復興公営住宅の整備
- ◎ 子どもを産み育てるため支援施策の拡充
- ◎ 避難者が定住するための支援施策の拡充

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 原子力災害の総合相 談窓口の設置(再掲)	損害賠償、被災者生活支援、健康管理、食品の安全等に 関する総合相談窓口を設置 します。	H23～	町
2	生活必需品・義援金 の支給	被災者に対する生活支援と して、生活必需品を支給す るとともに、国、県及び日 本赤十字社等に寄せられた 義援金を支給します。	H23～	国・県・町等
3	生活福祉資金の貸し 付け	10万円以内の小口の生活 資金の無利子融資（償還期 限8か月以内）を実施しま す。	H23	社会福祉協議会
4	災害見舞金の給付	震災被災全町民（計画的避 難区域を除く）に対し、見 舞金の支給を実施します。	H23	町
5	住宅借上げ制度	被災者の住宅対策として、 民間住宅の借上げを実施し ます。	H23～	県・町
6	避難者受入に係る町 営住宅の整備	町営住宅を仮設住宅として 使用するため、風呂、給湯 器、ガス台などを整備しま す。	H23	町
7	宅地関連災害復旧事 業（宅地・住宅）	東日本大震災で被害を受け た一般住宅や敷地の修繕・ 復旧にかかる資材費、機械 借上費などを助成（限度額 20万円）します。	H23～	町

8	井戸災害復旧事業	東日本大震災で被害を受けた井戸の復旧にかかる工事費、資材費などを助成（限度額20万円）します。	H23～	町
9	各種税の減免・徵収猶予	山木屋地区に住所を有する個人・法人に対し、税・保険料をすべて減免・徵収猶予します。	H23～	国・県・町
10	固定資産税（土地・家屋）の課税免除	山木屋地区に土地・家屋を有する個人・法人に対し、固定資産税を免除します。	H23～	国・町
11	無料バス運行の実施	ふれあい号による農村広場、町体育館及び中山工業団地の仮設住宅・商店街間の無料運行を実施します。	H23～	町
12	「川俣町災害対策本部からのお知らせ」等の発行（再掲）	放射線量モニタリングの結果、被災者生活支援の情報等を掲載し、定期的に広報誌を発行します。また山木屋地区の機関紙やパンフレットの発行を支援します。	H23～	町
13	国及び県の各種被災者支援制度の活用支援	国及び県の被災者支援制度の新設、廃止などの広報、相談受付・制度の活用支援などを実施します。	H23～	町
14	医療費・介護保険サービス負担の免除	原子力災害、住宅罹災の被害を受けた方の医療費（国保・後期高齢者医療）、介護保険サービス費を免除します。	H23～	国・町
15	災害弔慰金等の給付	東日本大震災に伴う避難生活や災害に起因して亡くなられた方に対し、災害弔慰金等を支給します。	H25～	国・県・町

16	◎ 復興公営住宅の整備	自宅への帰還が困難な住民や高齢者が、安心して住むことのできる公営住宅を建設します。	H25～	国・県・町
17	町営住宅の整備	山木屋地区の町営住宅について、修繕・復旧を図ります。	H26～	町
18	◎ 子どもを産み育てるため支援施策の拡充	出産祝金、入学祝金など、子育て支援施策を拡充し、震災後の少子化に対応します。	H26～	町
19	◎ 避難者が定住するための支援施策の拡充	原発事故で避難指示を受けた方が、町内に住宅を取得し、定住できるよう、支援施策を拡充します。	H26～	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

(2) 暮らしの安心の確保

被災者をはじめとして、住民が安心して暮らせるための健康影響調査、高齢者の生活しやすいコミュニティづくり、災害時における地域福祉、医療の充実、防犯や消費者保護の推進など、安心につながる環境の整備を行います。

<重点事業>

- ◎ 放射線からの健康管理対策の推進
- ◎ 地域支えあい体制づくりの推進

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 放射線からの健康管理対策の推進	県が全県民を対象として行う県民健康管理調査と連携し、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を計画的に実施します。	H23~	県・町
2	◎ 地域支えあい体制づくりの推進（地域福祉計画の策定及び実施）	一人暮らし高齢者や障がいの方方が安心して地域で暮らしていくよう、地域全体で見守り、支えあう体制づくりを推進します。また、災害時における要援護者の支援体制づくりを含めた地域福祉計画を策定・実施します。	H25~	町
3	0歳から18歳までの線量計（ガラスバッジ）による測定の実施	町民の健康を守るために、それぞれの生活実態に即した積算線量を測定して健康管理に役立てます。	H23~	町

4	心と体の健康支援	農村広場仮設住宅の集会所において、被災者を対象とした体操教室等を実施します。	H23～	町
5	山木屋パトロール隊、県警等との連携によるパトロールの強化	山木屋地区をはじめ町の防犯対策として、被災による不在家屋の防犯のためのパトロールの強化を実施します。	H23～	町
6	震災関連詐欺などの被害防止に関する普及啓発	大震災に便乗した悪質商法や義援金詐欺などを防止するため、国（消費者庁）や県の消費生活センターなどと連携して、被害防止のための講演会やパンフレットを配付します。	H24～H27	町
7	新たな情報提供チャネル（手段）の構築	防災やイベントなどの各種情報提供を行うチャネル（手段）として、ＩＣＴや電波などを活用した新たな告知のしくみを構築します。	H25～H27	町
8	山木屋地区デイサービス施設等の整備（診療所・コミュニティ施設の併設）	運動不足やコミュニケーション不足などになりがちな高齢者のため、ショートステイができる施設、診療所及びコミュニティ施設を兼ね備えた施設を設置します。	H24～	町
9	いきいきサロンの促進	高齢者を対象に学習会、講演会等を実施し、介護・寝たきり・認知症の予防に努めます。	H23～	町

10	除染アドバイザーの派遣	除染について専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、不安の解消と円滑な除染作業の推進を図ります。	H24～	町
11	個人線量計の配布	山木屋地区の方が安心して地域で過ごせるよう、地区の全世帯に個人線量計を配布します。	H25	町
12	介護人材等の育成	復興に携わる介護人材を安定的に確保するため、養成機関が実施する介護職員初任者研修事業を支援します。	H25～	町
13	山木屋出張所の整備	町の出先機関である山木屋出張所を整備します。	H25	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

3 より安全で公共施設が充実したまちへの復興

被災した道路・公共施設などの復旧により、早期に町民の生活基盤の安定を確保するとともに、東日本大震災により発生した大規模停電などの経験を踏まえ、新たな再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを推進し、緊急時にも対応できる自立したエネルギーの確保に努めます。

(1) 住民の生活基盤インフラの整備・充実

住民の安全を確保するためには、被災した道路、公共施設等の早期復旧の必要があるとともに、既存の設備の更新や整備などを行います。

＜重点事業＞

- ◎ 役場新庁舎の建設
- ◎ 道路網の整備（国・県道）

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 役場新庁舎の建設	住民や学識経験者などが参画する場を設け、被災した町役場の再建計画を策定し、新庁舎を建設します。	H23～H27	町
2	◎ 道路網の整備 (国・県道)	国道114号、349号、県道原町川俣線等の整備を実施します。	H23～H32	国・県
3	学校教育施設の復旧	川俣小学校プール、川俣中学校校舎・体育館など被災した小・中学校施設を復旧します。	H23～H24	町
4	社会教育施設の復旧	被災した小神公民館を改築し、復旧します。	H23～H24	町
5	道路の復旧及び維持管理	震災対策等のため、路面の亀裂や路肩の崩壊等の復旧、維持管理を実施します。	H23～H32	県・町
6	LED 道路照明（防犯灯）の整備	街灯を蛍光灯から LED へ交換することで、省エネルギー化に努めます。	H24～H28	町
7	道路網の整備（町道）	災害時にも寸断されない、災害に強い町道の整備を実施します。	H23～H32	町
8	急傾斜地の整備	急傾斜地に隣接した家屋などの安全を確保するため、急傾斜地の整備を実施します。	H23～H32	県

9	災害に強い水道管の敷設	鉄炮町から柏崎及び羽田字塚ノ越地内の石綿セメント管(14.3km)の敷設替えを実施します。	H23～H28 (H20～H28)	町
10	緊急時給水タンク・復旧用資機材の整備	飲料水用の車載型給水タンクや復旧用資機材を整備します。	H24～H27	町
11	地デジ難視聴地域の解消	山木屋字坂下、下田代などの地上デジタル難視聴地域の解消に努めます。	H25～H27	国・町
12	携帯電話網の整備	不通話エリアの詳細を調査し、携帯電話サービスエリアの拡充を図ります。	H25～H27	県・町
13	公共施設の耐震診断及び耐震化の推進	公共施設における耐震診断、及び耐震補強の実施に努めます。	H24～	国・県・町
14	帰還・再生加速事業の実施	原子力災害からの再生・復興を加速するため、山木屋地区住民の帰還を促進するとともに、将来の帰還に向け、荒廃抑制保全対策を実施します。	H25～	国・町
15	河川の復旧及び調査	山木屋地区の河川において、震災により崩壊した護岸を整備するとともに、被害調査を実施します。	H25～	県・町
16	土地総合情報システムの修正・更新	東日本大震災の発生により歪みが生じた土地の座標値について、現況を調査のうえ修正し、更新します。	H25	町
17	学校・公園等における遊具の更新	放射能問題への不安払しょくや安全・安心な運動機会の確保のため、学校や公園等の遊具を更新します	H25～	国・県・町

「○」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

(2) エネルギーと自然環境の調和を目指す先進的事業の推進

脱原発を進め、エネルギーと自然環境との調和を図った上で、安定的な経済活動を維持・発展させるため、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入、資源リサイクルの推進などの事業を推進します。

<重点事業>

◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施（再掲）

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施（再掲）	木質バイオマス、太陽光、風力、小水力発電等、再生可能エネルギーを導入し、IT技術を駆使することで、安定した電力の需給管理及び省エネルギーを目指すとともに、研究施設や各事業での雇用創出により地域を復興させるため、過疎型スマートコミュニティのプランを構築し、実施します。	H23～	国・県・町
2	公共施設における省エネルギー化の推進と再生可能エネルギーの導入	再建する町役場庁舎に設置する設備をはじめ、太陽光発電システム、ハイブリッドカー、電気自動車などを活用し、二酸化炭素の削減に努めるなど、公共施設における省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を推進します。	H23～	町

3	環境保全に関する啓発	エコ対策（省エネルギー）、地球温暖化防止等に関するパンフレットを配付します。	H23～H32	町
4	住宅用太陽光発電システムの導入促進	住宅用太陽光発電システムの導入促進のため、設置者に補助金を交付します。	H23～H32	町
5	除染廃棄物の減容化と熱供給を併せた施設整備	除染により発生する廃棄物の減容化が課題であるため、減容化施設について検討するとともに熱供給を併せた施設を整備します。	H25～	町

「◎」：重点事業。

4 豊かで活力あるまちへの復興

東日本大震災により被った本町の「マイナス」は非常に大きなものであり、従来からの課題もあわせると、相当な決意をもって復興を実施していく必要があります。

そのためには、国、県の支援のもと除染を実施（山木屋地区においては国が徹底した除染を実施）するとともに、科学的根拠にもとづき、農産品や工業製品の風評被害を払拭していきます。

また、東日本大震災により就業機会を失った住民のため、既存産業の発展、さらには企業の誘致を積極的に推進していきます。

（1）農林業の復興

農林業の復興のため、徹底した土壌の除染を実施し、產品の安全性を証明する体制を確立させ、さらには放射性物質を取り込まない栽培方法による安全な作物を栽培するなど、消費者にとって安全かつ安心な作物を提供できるよう、農林產品の生産地として様々な取り組みを総合的に実施します。

＜重点事業＞

- ◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築（再掲）
- ◎ 山木屋地区の除染（再掲）

- ◎ 川俣町除染計画の策定及び実施（再掲）
- ◎ 農地等除染対策事業
- ◎ 野菜、土壤、水等の継続的な放射線量の測定

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築（再掲）	空間線量等のモニタリングを実施し、広報誌や町ホームページなどにより迅速な情報提供に努めます。	H23～	町
2	◎ 山木屋地区の除染（再掲）	国により、山木屋地区の除染計画を策定し、徹底的な除染を実施します。	H23～	国
3	◎ 川俣町除染計画の策定及び実施（再掲）	川俣町（山木屋地区以外）の除染計画を策定し、年間被ばく累積放射線量1mSV未満となることを目指し、除染を実施します。	H23～	町
4	◎ 農地等除染対策事業	果樹を含む、農地等の除染を実施し、安全・安心を確保します。（山木屋を除く地区的事業）	H23～	町
5	◎ 野菜、土壤、水等の継続的な放射線量の測定	収穫された野菜、土壤、水等について、継続的に放射線量測定を実施し、迅速な情報提供に努めます。	H23～	町

6	新たなトレーサビリティ導入の検討	農作物の安全性を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の取り組みとトレーサビリティーシステムとが連携した体制の構築を推進します。	H25～	町
7	放射性物質を取り込まない施設園芸農作物の生産の推進	国・県など関連機関と連携を図りながら、放射性物質を取り込まない施設園芸農作物の導入を推進します。	H24～	国・県・町
8	放射性物質を吸収する作物による除染の推進	国・県など関連機関と連携を図りながら、放射性物質を吸収する作物による除染を推進します。	H23～H25	国・県・町
9	遊休農地、耕作放棄地貸借の支援	被災者の就農支援のため、遊休農地・耕作放棄地の情報提供や整備費用を助成します。	H23～H25	町
10	農用地利用改善の支援	農用地の効率的・総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等の農用地の利用関係の改善等を支援します。	H23～	町
11	後継者の育成支援	生産性や品質の向上などによる収益性の高い地域農業の確立のほか、安心・安全な農産品の生産を図り、後継者の育成を支援します。	H23～	町

12	森林整備の促進	適切な森林整備を推進するとともに、治山による防災機能の保全を図ります。	H24～	国・県・町
13	有害鳥獣被害防止	サル・イノシシ等による農林産物被害を防止します。	H23～	町
14	各種農林業支援制度の活用支援	国、県による各種支援制度（営業損害、風評被害など）の運用（農業者への広報、相談受付・制度の活用など）を実施します。	H23～	町
15	川俣シャモブランドの復興	風評被害の払しょくのため、屋内運動場付き鶏舎を整備するなど、福島県ブランドである川俣シャモの復興を図ります	H24～H25	町
16	食産業等の地域産業と連携した6次産業化の推進	山木屋地区における営農再開後、農産物の生産から加工・販売まで行う6次産業化を推進します。	H25～	県・町
17	通い農業支援	山木屋地区の営農再開を図るため、除染後の農地等の保全管理、営農再開に向けた作付実証において、通い農業を支援します。	H25～	県・町
18	農地除染と連動させた圃場整備	山木屋地区の農業を再生するため、農地除染と農地の保全管理、暗渠排水・用水路整備を一体的に実施します。	H25～	県・町

「○」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

(2) 商工業の復興

既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。

<重点事業>

- ◎ 新・中心市街地活性化基本計画の策定
- ◎ 工業団地への企業誘致

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 新・中心市街地活性化基本計画の策定	中心市街地の再生と魅力あるまちづくりのため、町民・事業者・町が総合的かつ一体的に取り組む指針となる基本計画を策定します。	H24～H25	町
2	◎ 工業団地の整備と企業誘致	新たな産業、雇用創出のため、工業団地を整備し、企業誘致を強力に推進します。	H23～	町
3	中心市街地の中核となる施設の整備	震災で営業を停止した市街地の中核となる施設を整備します。	H24～H25	町
4	中心市街地における復興イベント開催の支援	中心市街地におけるにぎわい創出のため、復興イベントを支援します。	H23～	町・商工会
5	風評被害を払拭する復興イベントへの参加	全国各地で開催される東北、ふくしま復興イベントなどに積極的に参加します。	H23～	町・商工会

6	新規立地企業に係る法人町民税の減税	新規立地企業を対象に設備投資などに再投資した利益には、法人税を減税します。	H23～H27	町
7	被災事業所に対する資金融資	中小企業等が県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するため必要な資金を無利子・無担保で融資します。	H23～	県
8	中小企業等復旧・復興支援事業	県内の中小企業等が、工場・店舗等の建て替え、購入または修繕等をして事業を再開・継続するのに必要となる経費の一部を補助します。	H23～	県
9	各種事業者支援制度の活用支援	国、県による各種支援制度（営業損害、風評被害など）の運用（事業者への広報、相談受付・制度の活用支援など）を実施します。	H23～	町・商工会
10	ふくしま産業復興投資促進特区（課税の特例措置）による雇用創出	工場の新・増設に伴い、被災し求職する方を雇用する事業者に対し、法人税、固定資産税等の課税の特例措置を行います。	H24～	国・県・町
11	ブランドイメージ回復支援事業による特産品の販売促進	原子力災害により低下した本町ブランド・イメージを回復するため、特産品の販売を促進する事業を補助します。	H25～	町
12	中小企業等のグループに対する施設・整備支援	震災等で被害を受けた中小企業等グループの施設・設備の復旧、整備を支援します。	H24～	県

「○」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

(3) 観光の復興

本町は、昔から交通の要衝として栄えてきたことに鑑みて、他の地域との交流を積極的に推進するとともに、豊かな自然などの観光資源を有効に活用しつつ、町の発展の文化向上を図り、負のイメージを払拭するイベントなどを積極的に実施します。

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	おじまふるさと交流館事業の推進	おじまふるさと交流館のオープン。本町の歴史・文化に目を向けた交流事業メニューの導入を進め、都市部との交流・観光の推進を図ります。	H23～H32	町
2	羽山の森美術館事業の推進	本町にゆかりのある芸術家の作品展示のほか、町民の芸術活動や地域交流の場として整備を推進します。	H23～H32	町
3	中心市街地における復興イベント開催の支援（再掲）	中心市街地におけるにぎわい創出のため、復興イベントを支援します。	H23～	町・商工会
4	特産品（復興メニュー）の開発	川俣シャモなどの町特産品を活用した復興メニューを開発します。	H23～	町・商工会
5	川俣町の観光PRの実施	川俣シャモ祭り、コスキン・エン・ハポン、山木屋太鼓等の全国区に見える、観光資源のPRをインターネットなどの活用により積極的に推進します。	H24～	町

(4) 新規雇用の創出

長引く景気の低迷に加え、東日本大震災により就業機会を失った住民に対する緊急雇用対策等により働く機会を確保し、生活基盤の安定を図ります。

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	緊急雇用創出基金事業による雇用創出	東日本大震災により離職や避難を余儀なくされた方の雇用の創出を図ります。	H23～	県・町
2	産業復旧、復興支援による雇用創出	ハローワーク等の紹介により、震災で離職した方や被災地域に居住する方を雇用する中小企業に対し、その雇用費用の一部（職場内の職業訓練費を含む）を助成します。	H23～	県
3	企業立地補助事業等による雇用創出	町内に工場等を新・増設する企業に対し、その経費の一部を補助し、企業立地の円滑化と雇用創出を図ります。	H25～	国・県
4	ふくしま産業復興投資促進特区（課税の特例措置）による雇用創出（再掲）	工場の新・増設に伴い、被災し求職する方を雇用する事業者に対し、法人税、固定資産税等の課税の特例措置を行います。	H24～	国・県・町

5 人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興

少子高齢社会が到来した本町において、東日本大震災は今後の住民生活に影響を与えることが予想され、本町の「絆」を維持するためにも、将来を担う子どもたちが安心して「学ぶ」環境を整える必要があります。

そのため、徹底した除染、また、子どもと保護者に対する、心のケアを含めた健康診断を計画的に実施するとともに、大きく損なわれた教育環境を整えていきます。

また、避難のために離散した人々の「絆」を再生・維持するためのイベントなどを開催します。

(1) 子どもたちの「学び」の支援

未来を担う子どもたちが、東日本大震災の影響などに悩まされず、何の心配もなく「学ぶ」ことに専念できるよう、学校等の教育施設での徹底した放射線量の低減を図ります。さらに、被災した児童・生徒への適切な就学支援やきめ細やかな心のケアなどを推進し、教育環境の整備を図ります。

<重点事業>

- ◎ 学校施設等の除染
- ◎ 児童・生徒の心の相談の実施

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ 学校施設等の除染	園舎・学校施設等における徹底した除染を実施します。	H23~	町
2	◎ 児童・生徒の心の相談の実施	スクールソーシャルワーカーや臨床心理士による相談を実施します。	H23~H27	町

3	被災した児童・生徒に対する就学援助	被災した児童・生徒に対し、学用品、校外活動、給食等にかかる経費を援助します。	H23～H27	町
4	小・中学校への転入学支援	転入学に係る相談や手続きの支援を行い、安心して戻れる環境づくりを推進します。	H23～	町
5	山木屋小・中学校連携の推進	小・中連携校の推進に努めるとともに、被災した中学校校舎の危険を回避し、小学校校舎の効果的な活用を図ります。	H24～	町
6	各種教育支援制度の活用支援	被災者のための教育支援制度の広報、相談及び活用支援を行います。	H23～	県・町
7	学校給食の検査体制の整備	子どもたちが安心して給食が食べられるよう、学校給食センター協議会に、検査体制を整備します。	H24～	県・町
8	大学生等との連携による理科教育の推進	震災後の新しい社会を担う人材育成のため、大学生等と連携し、小水力発電や口ボットづくりなどを通じた理科教育を推進します。	H26～	町・その他

9	安心して学べる環境づくり（学校教室への空調整備）	子どもたちが安心して学べる環境づくりの一環として、小中学校の教室に空調設備を設置します。	H26～	国・県・町
10	学校・公園等における遊具の更新（再掲）	放射能問題への不安払しょくや安全・安心な運動機会の確保のため、学校や公園等の遊具を更新します	H25～	国・県・町

「◎」：重点事業。

（2）地域住民や子どもたちの「絆」の支援

子どもたちが自らを放射線から守る力を養うとともに、子どもたちが安心して遊べる機会を提供します。また、町外から本町に避難している方々も含めた新たな「絆」を育む事業を推進します。

＜重点事業＞

- ◎ かわまた教育推進プランの実施（放射線に関する正しい知識・理解のための学習）
- ◎ かわまたこどもハッピースクール事業
- ◎ 子どもの屋内運動場の整備

<主な事業>

NO.	事業名	事業内容	期間 (年度)	事業主体
1	◎ かわまた教育推進プランの実施（放射線に関する正しい知識・理解のための学習）	3つの学習プラン（読み聞かせ・読書学習プラン、土曜学習・長期休業学習プラン、宿泊体験学習プラン）に加え、放射線に関する正しい知識、理解のための学習などを実施します。	H23～	町
2	◎ かわまたこどもハッピースクール事業	放射線量の安全を確保した上で、子どもたちに思いっきり外で遊び機会を提供します。	H23～H27	町
3	音楽・スポーツを通じた交流事業の推進	他の被災地の人々との意見交換や共同での復興イベントのほか、スポーツや音楽を通じた交流事業などを実施します。	H23～H27	町
4	演劇、芸能、スポーツ等イベントの開催	心と体の健康の増進に効果的なイベントを実施します。	H23～H27	町
5	町民大運動会の実施	健康の増進や地域住民の「絆」を維持するため、本町に避難している方などを含め、大運動会を実施します。	H24～H32	町
6	文化財保全活動の推進	復興事業の実施のために必要な埋蔵文化財の発掘調査を迅速に実施します。また、コミュニティ維持のために必要な有形・無形文化財の保全を推進します。	H23～H25	町

7	◎ 子どもの屋内運動場 の整備	幼児や園児等の小さな子と 親が安心して遊べる場所を 整備します。	H25～	町
8	親子のびのびリフレ ッシュ事業の実施	子どもたちと親のストレス を軽減し、安心して子育て ができるよう、親子を対象 にしたリフレッシュ事業を 実施します。	H24～	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。